

業務用自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県知事名 （以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

（契約対象車両）

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、車両の登録番号及び車台番号は納車後に確定するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和7年3月1日から令和12年2月28日までとする。

- この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

（賃貸借料）

第4条 車両の賃貸借料は、総額 円（月額 円×60ヶ月）とする。うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額 円（月額 円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 賃貸借料金については、賃貸借期間に1か月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によって算定する。
- 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、甲乙協議のうえ、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

(料金の請求、支払い)

第5条 前2条に定める賃貸借料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認を受けて、当該料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責に期すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(公租公課)

第7条 賃貸借車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第8条 乙は、この契約期間において、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

(1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備

(2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備

(3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理

(4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む)

2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡したうえで、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第9条 乙が前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃貸借権譲渡等の禁止)

第10条 甲は、賃貸借車両について賃借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(甲の修理費負担)

第 11 条 次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第 12 条 乙は、本契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により甲を被保険者とする次に掲げる自動車損害保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 新車購入価格 (免責金額 0 円)
- (2) 対人賠償責任保険 無制限 (自賠責保険含む) (免責金額 0 円)
- (3) 対物賠償責任保険 無制限
- (4) 搭乗者傷害責任保険 1,000 万円 (1 名につき)

(車両の引渡)

第 13 条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、すみやかに甲に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第 14 条 甲は、引渡した賃貸借車両の種類、品質に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対しその修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 甲が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第 15 条 甲は、引き渡された賃貸借車両に関し、契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、甲が納入の時に契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判とする。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 18 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 19 条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、
 甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するおの
 とする。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
 沖縄県知事名

乙

別表

(1) 車名・年式	
(2) 登録番号	
(3) 車台番号	
(4) 塗色	
(5) 数量	
(6) 附属品	